

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和3年12月6日(月)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時39分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 関 口 孫 一 郎

梅 澤 米 満 福 田 裕 司 天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均

古 沢 ちい子 内 海 まさかず 小久保 かおる

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

福 富 善 明 広 瀬 義 明 針 谷 正 夫

大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | |
|---------------------|-------|
| 総合政策部長 | 増山昌章 |
| 経営管理部長 | 大野和久 |
| 消防長 | 小島徹 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 大木多津子 |
| 総合政策部副部長兼 総合政策課長 | 横倉延男 |
| 広報課長 | 茅原節子 |
| 情報システム課長 | 須見誠 |
| 経営管理部副部長兼総務課長 | 寺内秀行 |
| 職員課長 | 小川稔 |
| 財政課長 | 小野寺正明 |
| 消防総務課長 | 鈴木宏之 |
| 消防第1課長 | 本名義人 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 石川徳和 |
| 議事課長 | 江面健太郎 |

令和3年第7回栃木市議会定例会
総務常任委員会議事日程

令和3年12月6日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第115号 栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第115号 栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第115号 栃木市自治基本条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は3ページと4ページ、議案説明書は3ページから5ページとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由であります、来年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、青少年や子供の年齢要件の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市自治基本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。また、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、4ページ、5ページの新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右が改正案となります。第12条の青少年や子どもにつきましては、現行の「満20歳未満」を削除するものであります。その目的は、一定の年齢で区切ることなく広く青少年や子供たちがまちづくりに参画する権利と、市民及び市が広く青少年や子供たちにふさわしい環境の整備に努めていくことといたしたいというものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の3ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の4ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。ただいまご上程をいただきました議案第109号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和3年度栃木市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,662万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719億7,068万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は、1項目めの会計年度任用職員共済費及び一番下の10項目め、消防庁舎整備事業になります。まず、1項目め、4款1項会計年度任用職員共済費であります。3項目めにあります新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越明許費補正に伴い、同事業の実施に必要な会計年度任用職員人件費に附随する会計年度任用職員共済費を繰り越すものであります。

次に、一番下の10項目め、9款1項消防庁舎整備事業であります。都賀・西方分署整備基本計画の策定において、コロナ禍により地域住民への説明等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めないため繰越しをさせていただくものであります。

次に、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1項目めの会議録調製業務委託から7項目め、市長及び市議会議員選挙における選挙公報印刷までの7件及び下から3番目の仮眠用寝具借上の計8件であります。

まず、1項目め、会議録調製業務委託から4項目めの議会用文書管理システム使用の4件につきましては、議会運営に必要な各業務等を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和4年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、5項目め、広報とちぎ印刷及び6項目め、広報とちぎ配送業務の2件につきましては、来年度の広報とちぎの発行、配送作業等を迅速かつ円滑に進めるため、本年度中に入札事務等を行う必要がありますので、令和4年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、7項目め、市長及び市議会議員選挙における選挙公報印刷につきましては、選挙公報の印刷準備を進めるため、本年度中に入札事務等を行う必要がありますので、令和4年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、下から3項目めの仮眠用寝具借上であります。来年度に消防職員が使用する仮眠用寝具の借り上げを4月1日から実施するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和4年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、8ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。上段が補正前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目め、農業生産基盤整備事業から一番下の文化財保護施設整備事業までの計12件について、起債の限度額を下段の補正後のとおり変更をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、少し飛びまして、29ページをお開きください。29ページになります。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。29ページが歳入、次の30、31ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、36、37ページをお開きください。36、37になります。

まず、2段目の18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額3億5,300万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金及び次の企業版ふるさと応援寄附金につきましては、寄附金の受入額が当初想定を上回る見込みであることから、増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億49万6,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため増額補正するものであります。

次の17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額100万円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、都賀中学校吹奏楽器購入費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、38、39ページをお開きください。下段の22款1項市債であります。4目1節農業債は、補正額1,510万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原たん水防除事業費の増額に伴い、充当起債額を増額補正するものであります。なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、先ほど8ページにあります第4表、地方債補正（変更）における記載の目的欄の区分を表しております。

次に、地方道路等事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費に充てる市債であります。より借入れ条件が有利な、次にあります栃木県市町村振興資金貸付金へ変更するため、充当起債額を減額補正するものであります。

次の栃木県市町村振興資金貸付金（農道整備事業）につきましては、先ほどの地方道路等整備事業債（農道整備事業）から借入先を変更するため、充当起債額を増額補正するものであります。なお、金額の差につきましては、起債メニューの変更による起債充当率の違いによるものでありますので、充当先の事業費に増減はありません。

次に、5目1節道路橋りょう債は、補正額5,390万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路新設改良事業）から、次のページの緊急防災・減災事業債（道路維持事業）までにつきましては、スマートインターチェンジ整備事業費ほか13件の事業費に充てる市債であります。金額の増減理由といたしましては、充当事業債の増減のほか、先ほどの農業債と同様、より借入れ条件の有利な栃木県市町村振興資金貸付金への振替等によるものでありますので、各項目の説明は省略をさせていただきます。

次に、3節都市計画債は、補正額40万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他レクスポ施設・公園整備事業）及び次の栃木県市町村振興資金貸付金（公園整備事業）につきましては、都市公園等バリアフリー化改修事業費に充てる市債であります。先ほどと同様、より有利な借入れ条件となるよう栃木県市町村振興資金貸付金へ振り替えるため、充当起債額を増額補正するものであります。

次に、7目1節教育総務債は、補正額140万円の増額であります。説明欄の公共施設等適正管理推進事業債（学校給食調理施設整備事業）及び次の栃木県市町村振興資金貸付金（学校給食調理施設整備事業）につきましては、吹上小学校給食共同調理場整備事業費に充てる市債であります。他と同様、栃木県市町村振興資金貸付金へ振り替えるため、充当起債額を増額補正するものであります。

次に、2節小学校債は、補正額1,280万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）及び次の栃木県市町村振興資金貸付金（小学校施設整備事業）につきましては、小学校給排水設備整備事業費に充てる市債であります。他と同様、栃木県市町村振興資金貸付金へ振り替えるため、充当起債額を増額補正するものであります。

次に、3節中学校債は、補正額990万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校施設整備事業費の財源を一般財源から市債へ900万円振り替えるとともに、中学校給排水設備整備事業費に充てる市債を90万円増額し、次の栃木県市町村振興資金貸付金（中学校施設整備事業）へ振り替えるため、充当起債額を増額補正するものであります。

次に、4節社会教育債は、補正額4,190万円の増額であります。説明欄の1項目め、一般事業債（その他文教施設・文化財保護施設整備事業）及び3項目め、栃木県市町村振興資金貸付金（文化財保護施設整備事業）につきましては、文化芸術館等整備事業費に充てる市債を栃木県市町村振興資金貸付金へ振り替えるものであり、2項目め、公共施設等適正管理推進事業債（伝建地区拠点施設整備事業）及び4項目め、栃木県市町村振興資金貸付金（伝建地区拠点施設整備事業）につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費に充てる市債を栃木県市町村振興資金貸付金へ振り替えるため、充当起債額を増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、42、43ページをお開きください。まず、2款1項1目一般管理費は、補正額286万9,000円の減額であります。説明欄の非核平和事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島平和記念式典への中学生派遣を中止したことから、委託料を補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額1億8,723万1,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附金の受入額が当初想定を上回る見込みであることから、寄附に対するお礼品代等を補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額120万5,000円の増額であります。説明欄の情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、栃木県と県内全市町が共同運用している情報セキュリティクラウドの入替えに合わせ、本市のインターネット系ネットワークの接続切替え作業が必要となることから、委託料を補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額80万円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の人事異動等により当初見込んでいた職員給料等に不足が生じるため補正するものであります。

また、次ページ以降の各科目における職員人件費につきましても、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、少しページが飛びまして、52、53ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額1,164万2,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の1項目め、職員人件費及び2項目めの会計年度任用職員共済費であります。会計年度任用職員共済費につきましては、4項目めにあります会計年度任用職員人件費（子育て支援課）の減額に伴い附帯する共済費を補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、56、57ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額2,596万4,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の1項目め、職員人件費及び2項目めの会計年度任用職員共済費であります。会計年度任用職員共済費につきましては、4項目めにあります会計年度任用職員人件費（健康増進課）の増額に伴い附帯する共済費を補正するものであります。

次に、少し飛びまして、66、67ページをお開きください。8款2項5目橋りょう新設改良費は、補正額ゼロ円であります。説明欄の記載はございませんが、66ページ右側の補正額の財源内訳欄を御覧ください。歳出における事業費に増減はありませんが、歳入の道路橋りょう債部分でご説明いたしましたように、起債メニューの振替による充当額の増加に伴い、地方債を増額し、一般財源を減額する財源補正を行うものであります。

また、次ページ以降、補正額ゼロ円と表記されている目がございますが、同様の理由により財源補正が必要となるものでありますので、以降の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。お世話になります。ご苦労さまです。

37ページなのですがすけれども、ふるさと応援寄附金の関係です。これを上回ると、いいことなのだと思いますが、この要因というか、なぜ予定より上回るのか、もし回答あればお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） お答えを申し上げます。

このふるさと納税につきましては、昨年度も12月議会におきまして補正をさせていただきました、当初3億円の当初予算から2億円を補正させていただいたところでございます。今回、当初予算5億円に対しまして3億5,000万円の増ということですがすけれども、決算の9月議会でも少し触れさせていただきましたが、特にサントリー商品でのご希望がかなり多くございました。また、藤岡地域であります、ウナギのかば焼きのご注文もかなり多くございまして、そのサントリー商品のみにおきましてもかなり人気が高く伸びているということもございまして、この今回の補正につきましては、昨年と比べましてかなりの、1.8倍程度の見込みがありますので、今回このような、さらに3億5,000万円ということで補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） これについては私も何回か質問したのですがすけれども、要は過熱し過ぎているという、ちょっと前ですがすけれども、ふるさとの返礼品ですか、そういうものについては、地場産業というか、そういうものからの、他県でもクレームがあったりなんかいろいろ、総務省、管轄かな、そういうことでもあったようなのですが、やっぱり地元の消費を図ってもらおうという面ではいいのかなと、今の対策ですよ、いいのかなと思っています。そういうものにつけて、できるだけ消費拡大というか、ふるさと納税の拡大に尽力してもらいたいと思います。

○委員長（中島克訓君） これは要望で。

○委員（天谷浩明君） 要望です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） お疲れさまです。43ページなのですが、一番上の非核平和事業費で、広島
視察が今回中止ということになったのですが、生徒さんからの声、保護者さんからの声、または先
生たちからの声というのはどのような、その中止に対して、声が上がっているのかお聞きしたいと
思います。

○委員長（中島克訓君） 寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ご質問の声につきましては、実際のところは何もな
かったところなのですが、なぜかという、学校側に募集をかける前に中止が決まってい
たものですから、生徒さんたちからのご意見とかはなかったところであります。

ただ、その代わりにDVDとか貸出しをさせていただきましたところ、藤岡二中の生徒の方に見
ていただきまして、生徒もくぎづけになって見ていたというようなアンケート結果もいただきま
したので、一定の効果はあったのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一つ、では、すみません。41ページなのですが、事業債の関係で
す。これを振り替えているということですね。多分デメリットがあるということも、金利というか、
俗に言う金利が借入金で安いのだということもありますけれども、それ含めて、例えば何%から何
%になったと、これについてのメリットとデメリット。もうちょっと言うと、借換えのときに、若
干ですけれども金額が上がっているわけです。この要因というか、考え方をお伺いします。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） まず、この借入れのメリットと申しますか、有利な条件というご説明
をさせていただいたところなのですが、まず仮に民間、銀行から資金を借りる場合、これは今年度
の例ですけれども、仮に20年で借りた場合には約0.3%の金利、正確には0.29という数字なので
すけれども、そちらのほうの利率になるのですが、こちらの資金の場合には0.1%ということで、金
利的にまず有利な部分があります。

それと、順番があれかもしれないですけれども、金額の差につきましては、起債そのものについ
ては、国の起債メニューというものがあまして、事業費に対して、例えば事業費の90%まで借り
られます、75%借りられますということで、必ず、一般財源というか、必ず持ち出し分が必要にな

ってくるのですが、この振興資金の場合には事業費の100%を借りられるということで、事業をやる上で一般財源の持ち出しがなく借入れができるという部分が有利な点かなというふうに思っております。

あとデメリットとして一つだけあるのですが、通常建設事業等々20年という先ほど借入期間の話をさせていただきましたが、この振興資金につきましては、借り入れられる年数が15年が上限ということで、5年間短い期間しか借りられないというような部分がありますので、デメリットとしてはその部分が挙げられるかなと、そのように考えております。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 15年で、5年短いのだということは分かりました。

それと、金利が半分、3分の1ぐらいですか、このことについては、栃木県の市町村振興資金というのは、ちょっと私も調べなかったのですけれども、前からあったのですか、それとも最近こういう形ができて切り替えたということがちょっと大事なところかなと思いますので、お伺いします。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長

○財政課長（小野寺正明君） こちらの振興資金貸付金につきましては、最近できたものではなくて、借り入れられるメニューとか金利等、若干前後はありますが、かなり前からこちらの貸付金制度というのはございます。

それと、ちょっと答えがずれるかもしれないのですけれども、通常起債を借り入れる場合には、その性格によりまして、普通交付税の算定対象になるものがございます。例えば1億円借りたうちの20%については後年度、普通交付税の算定になるというような仕組みもあるのですが、こちらについては当然ながら、そういった交付税に反映されていく部分がありませんので、通常民間とかから資金を調達する場合に、交付税措置がないものについてのみ、こちらのメニューを使っているというような形で調整をさせていただいて、その中でより有利な借入れになるような形で考えさせていただいて振替をしていると、そのような現状もございます。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうすると、交付税対象外のほうのもので対応しているということですね。ということは、金利が安い面から条件が、細かい条件はまだいろいろあると思うのですけれども、最初からその交付税対象額を超えてしまったらどうしたと、簡単に言いますよ、いう考え方もありではないのかなと思うのですが、職員の方の交渉の度合いがいろいろ、今までの流れとかいろいろあるかと思えます、またその交付税をもらうものに対してはこういうのは駄目ですよとかというものもあるのかもしれませんが、考え方としてはどうなのかなというふうにちょっとお伺いします。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 起債に対する考え方なのですが、まずは取れる、国における起債メニューに対する交付税の、将来的に交付税として算入されるだろうというものの一番高い率のものか

らまずどんどん充てていきまして、最終的に交付税が全く当たらないものを集めた中で、その中でもこの振興資金貸付金というのは道路橋りょうとか文教施設とか、対象事業がやはり限られていますので、それに該当するものについてはこちらを優先させていく。ただ、こちらについても、栃木県の資金でありますので、どうしても年度間の枠という部分がありますから、事前に調整をさせていただいて、栃木市分はこれだけ、今年度はこれぐらいまで大丈夫だよという内諾を得た上で、県と調整をしながら、こちらのほうの、借りられる部分については最大限お借りできるような形で折衝しているというようなところでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（中島克訓君） ほか質疑ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第109号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時39分）